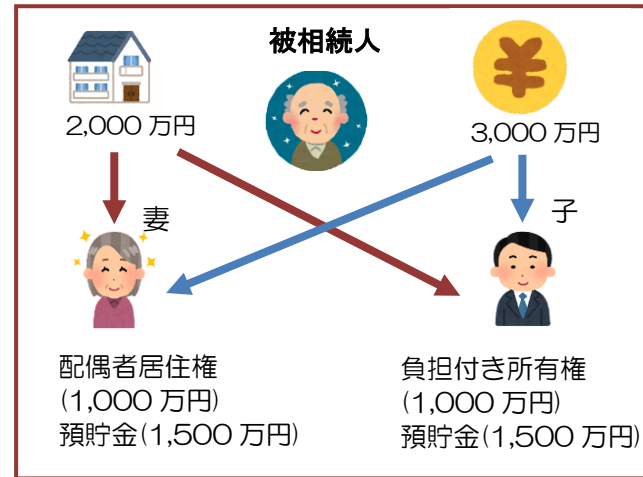


相続のルールが変わりました

平成 30 年に相続法が大きく改正されました。ここではどのように変わったのか、ポイントを紹介していきます。

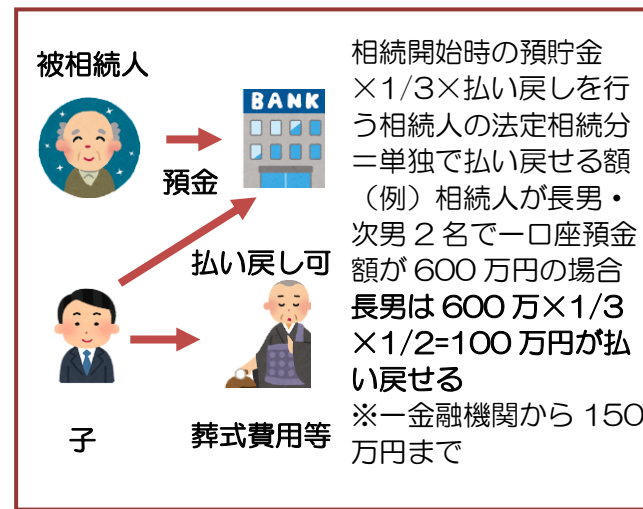
ポイント 配偶者居住権の創設

改正前は、配偶者が居住建物を取得する場合は他の財産を受け取れなくなりましたが改正により、**配偶者は自宅に無償で住み続けながら、その他の財産も取得できるようになりました。**配偶者は住む場所もあって、生活費もあるので、安心して生活することができます。被相続人が遺贈などによって、配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。



ポイント 預貯金の払い戻し制度

改正前は、遺産分割が終了するまでは、亡くなった方の預金の払い戻しはできませんでした。そうすると葬儀費用や残された方の生活費をまかなうことができません。改正後は**遺産分割が終了する前でも、一定の範囲で預貯金の払い戻しを受けることができるようになりました。**また仮払いの必要性があると認められると、他の相続人の利益を害さない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようになりました。



ポイント 法務局における自筆証書遺言書保管制度

「自筆証書遺言書保管制度」とは、あなたの遺言書を、法務局内にある「遺言書保管所」で自筆証書遺言書を保管してもらえらる制度です。本人が遺言書を作成し、法務局に申請の予約をした上で、本人が直接出向き手続きをします。法務局では原本に加え、画像データとしても保管するので、遺言書の紛失や改ざん等を防ぐことができます。また、民法の定める自筆証書遺言に適合するかのチェックも受けられます（遺言の内容についての相談はできません）。遺言書の閲覧もできます。遺言者が亡くなると、相続人等に遺言書が保管されていることを通知します。相続人等は遺言書内容の証明書の請求や遺言書の閲覧ができます。

遺言書保管申請	3,900 円(1 件)
遺言書閲覧請求 (モニター)	1,400 円(1 回)
遺言書閲覧請求 (原本)	1,700 円(1 回)
遺言書情報証明書の交付請求	1,400 円(1 通)

その他にも、自筆証書遺言の方式緩和（財産目録がパソコンで作成可能）や遺留分制度の見直し、特別寄与料制度などの改正も行われています。

認知症と共に・・・

～『認知症サポーター養成講座』を開催しました～

今回、認知症の正しい理解の普及啓発のため 11 月に『認知症サポーター養成講座』を開催し、新杉田地域ケアプラザの協力医でもある みやうちクリニックの宮内医師をお招きし、認知症についてお話いただきました。

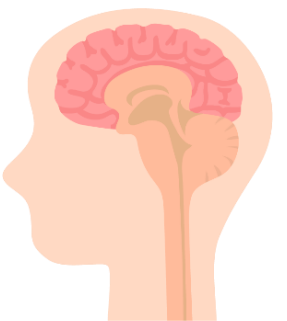


※認知症サポーターとは・・・
何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、地域で認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」です。『認知症サポーター養成講座』を受講すると、認知症サポーターになることができます。
新杉田地域ケアプラザでは、これまで地域、学校、郵便局、銀行、その他さまざまな企業や場所で『認知症サポーター養成講座』を開催してきました。

「認知症という病気について」

認知症の人の心理を理解し、人格を尊重した周囲の思いやりのあるサポートにより、本人が安心して地域で生活することができます。

認知症とは、脳の病気や障害など様々な原因により、**一旦は獲得した認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態。**代表的な認知症には、①アルツハイマー型認知症 ②脳血管性認知症 ③レビー小体型認知症 ④前頭側頭型認知症があります。認知症の中核的な症状は物忘れですが、この物忘れは認知症の他、うつ状態や認知症以外の病気、ある種の服用している薬の影響などでもみられます。また、認知症にはそれぞれ特徴的な周辺症状があり、周辺症状から逆にどのような認知症かと診断できる場合があります。そのため、「認知症かも？」と疑われる場合は、まずは専門医に相談・受診をしましょう。
※受診・専門医探しのご相談は、お近くの地域ケアプラザまで



病気が原因の「中核症状」と、周囲が困る「周辺症状(BPSD)」じつは・・・

中核症状 ※病気が原因	周辺症状(BPSD) ※性格や生活環境も強く関与
●記憶障害	●徘徊
●見当識障害	●暴力
●理解・判断力の障害	●興奮・拒絶
●実行機能障害	●不潔行為
※計画を立てて行動すること	●過食・異食
●その他(失語・失認・失行)	●常同行為・言語
	●不安・焦燥
	●抑うつ
	●幻覚・妄想
	●人格変化・作話
	●睡眠障害
	●病識欠如 など

一番困っているのは当事者である「本人」です！

まずは周囲の人の正しい理解と対応が第一です。周辺症状は周囲の人の理解ある対応で本人の困り感が緩和され、症状が軽減することがあります。

認知症の人との関わりのポイント

- ① 自尊心を尊重
- ② 急がせない
- ③ 否定しない
- ④ 驚かせない